

# 1. 景観計画の届出対象行為の見直しに係る意見と対応

資料

## (1) 第1回景観審議会での意見と対応

整理番号	意見	対応
1	●一律に基準内の色彩ならOKというのではなく、周辺との調和などを考慮して協議を行うようにしたらどうか。	○単にマンセル値を記載するだけでなく、色彩への配慮事項説明項目を申請書に設け、協議を行うこととします。(参考資料1)
2	●既存の建物の塗り替えへの対処は何かできないか。	○完了確認書の発行時に、塗り替えについても景観形成基準に適合する計画とするよう注意紙を添付することとしました。(実施済み)(参考資料2)
3	●隣地だけでなく道路側への植栽についても樹種や維持管理についても指導が必要ではないか。	○樹種の選定と剪定についての資料を配布することとしました。(実施済み)(参考資料3)
4	●規模や立地条件等によっては景観への影響が大きくなることもあり得るので、一戸建ての住宅全てを色彩のみの協議とするのではなく、色彩のみの協議とする一戸建ての住宅の定義を定めたほうがいいのではないか。	○今回の改正においては規模等による分類・定義は行ないませんが、住宅については緑化などの啓発活動に力を入れ、緩やかな誘導を図っていきたいと考えています。また、一戸建ての住宅については個別に指導するのではなく、景観協定等の制度の活用について検討していきます。

## (2) パブリックコメントでの意見と回答(案)

整理番号	意見	回答(案)
1	●本計画には光に対する記述がなされていない。パチンコ店等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づいて営まれている風俗店の店舗が発する光についても周辺環境に配慮したものとするべきであり、景観計画及び景観条例施行規則の改訂に反映させるべきである。	○光に関する記述といたしましては景観形成基準に夜間照明という項目を設けており、パチンコ店・風俗店等の発する光につきましても周辺環境に配慮するよう求めております。
2	●三郷市景観計画一部変更について P31・「必要に応じて、庁内の～」に変更とありますが、景観連絡調整会議は、普段は庁内に置かないということなのか？若しくは、これまでも、必要無かったので変更することにしたのか。	○景観連絡調整会議は常設の会議ではないことを明示したものです。平成23年度におきましては公共施設景観ガイドラインの作成にあたり、ガイドライン調整会議として設置し、策定作業を進めてまいりました。 今後も庁内で調整が必要な場合には関連する部局の職員で構成される調整会議を設置してまいります。
3	●一戸建ての住宅の基準を他の建築物と分け色彩のみとすることは、実際に運用した結果、出てきた問題点の解消が目的と思われるので、現実に即した変更で評価できる内容です。	/

## 2. 三郷市景観計画一部変更案の概要

### ①変更の目的

- 景観計画の届出のより効率的な運用を図り、もって良好な景観形成を推進するため、実状にあった届出内容とすることを目的としています。

### ②変更案の概要

1) 景観形成基準の変更を行ないます。

- ・届出内容を実状に合わせるため、全ての建築物で同一の基準としていた景観形成基準を、一戸建ての住宅とその他の建築物とで分割します。

<変更内容>

- ・景観形成基準でこれまで「建築物等」だったものを「建築物等（一戸建ての住宅以外）」とし、新たに「一戸建ての住宅」という欄を設け、一戸建ての住宅は色彩のみの協議項目とします。

景観形成基準抜粋（景観計画13, 14ページ）

種別	景観形成の共通基準	景観計画区域(景観ゾー)	
		ときめき景観ゾーン (商業・住居・工業系)	
■景観形成方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい街の表情を創出するとともに、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。</li> <li>・住まい空間においては、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。</li> </ul>	
■一戸建ての住宅	色彩のみ	注) 色彩基準を参照	
■建築物等(一戸建ての住宅以外)	①配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然環境や地域文化などの景観資源に配慮します。 →水辺・公園・シンボル樹、寺社・史跡等の見通し確保</li> <li>・道路に面する部分は、ゆとりスペースの確保や、まち並みの連続性に配慮します。 →壁面後退と連続性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>・道路、隣地に面する部分は、ゆとりスペースの確保や、まち並みの連続性に配慮します。 →壁面後退と連続性の確保/一部留り空間の確保(歩行空間の賑わい、誘客性)</li> </ul>
	②高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根や軒、階、最上部の高さは周辺との連続性に配慮します。 →高さの連続性を確保</li> <li>・一つの規模が大き過ぎないように配慮します。→低層部より上層部を小さく/平面を確行※7や長方形、L字形</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>→特に1及び2階の階高※8の連続性を確保</li> <li>○</li> </ul>

景観形成基準抜粋（景観計画 17, 18 ページ）

種 別	景観計画区域（景観ゾーン・軸・拠点）の基準	
	みず・みどりの 景観ゾーン （水辺・緑地系）	水辺 景観軸 （水辺系）
■景観形成方針	・水辺に親しみ、スポーツ、憩いの場として、水辺景観の維持と潤いのある景観形成を図ります。	・身近な水辺として親しまれるとともに、水辺景観を保全し、育成し、良好な水辺の景観形成を図ります。
■一戸建ての住宅	注）色彩基準を参照	—
■建築物等（一戸建ての住宅以外）	①配置	・周辺の自然環境や地域文化などの景観資源に配慮します。 ・道路、水辺とのゆとりスペースの確保に配慮します。
	②高さ・規模	・屋根や軒、階、最上部の高さは周辺に配慮します。 ・一つの規模が大き過ぎないように配慮します。
	③外壁	・圧迫感や単調な壁面を避け、周辺の景観との調和に配慮します。 ・金属やガラスなどの壁面は、周辺への反射防止に配慮します。
	④屋根・屋上	・突出した形態・意匠を避け、周辺との調和に配慮します。
	⑤バルコニー	—
	⑥屋外階段	・建築物等本体と調和した形態・意匠に配慮します。
	⑦建築物等緑化	・屋上や壁面の緑化に配慮します。
	⑧付帯設備類	・設備機器・配管・ダクト類が露出しないように配慮します。
	⑨外構と緑化（敷地内）	・周辺環境を考慮し、敷地周りの緑化に配慮します。
		・周辺環境を考慮し、潤いのある樹種選定に配慮します。
⑩色彩	・周辺環境を考慮し、駐車場の周囲や舗装面は緑化に配慮します。 注）色彩基準を参照	

2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、景観法が平成23年8月30日に改正されました。これにより、同法の条項の整理がされ、三郷市景観計画で引用する同法の規定の条項すれが発生したため、今回の変更に伴って修正を行いません。

3) その他、現状に合わせて文言の見直し修正を行いません。

### ③新旧対照表

#### ●条項ずれに関する修正部分

ページ	現行	改訂（案）
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号）</li> <li>●第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号）</li> <li>●第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号）</li> <li>●第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第5号）</li> <li>●第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準（法第8条第2項第5号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）</li> <li>○第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号）</li> <li>○第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）</li> <li>○第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号）</li> <li>○第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準（法第8条第2項第4号）</li> </ul>
4	●第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号）	○第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）
7	●第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号）	○第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号）
3 5	●第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号）	○第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）
3 6	●第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第5号）	○第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号）
3 7	●第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準（法第8条第2項第5号）	○第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準（法第8条第2項第4号）

● 文言の見直しに関する修正部分

ページ	現行	改訂（案）
31	<p>● 景観計画区域については、三郷市「景観担当係」を窓口とし、庁内の関連各課で構成した「景観連絡調整会議」と連携して取り組みます。また、国・埼玉県とは連絡調整、景観審議会とは諮問・答申、そして景観アドバイザーとは要請・助言等が行える体制を整えます。</p>	<p>○ 景観計画区域については、三郷市「景観担当係」を窓口とし、必要に応じて庁内の関連各課で構成される「景観連絡調整会議」を組織し連携して取り組みます。また、国・埼玉県とは連絡調整、景観審議会とは諮問・答申、そして景観アドバイザーとは要請・助言等が行える体制を整えます。</p>
38	<p>● 公共事業は、景観形成において先導的な役割を果たすことが重要です。公共事業の良好な景観整備を促進するためには誘導基準が有効となります。そのため、公共施設景観ガイドラインの作成の検討を行います。</p> <p>● 市民等に対する景観まちづくりへの関心・意識高揚について、支援策の検討を行います。 → 景観啓発リーフレット類の作成、景観賞の検討、研修会等の開催</p>	<p>○ 公共事業は、景観形成において先導的な役割を果たすことが重要です。そのため、公共施設景観ガイドラインに基づき、公共事業の良好な景観整備の促進を図ります。</p> <p>○ 市民等に対する景観まちづくりへの関心・意識高揚について、支援策の検討を行います。 → 景観啓発リーフレット類の作成、景観賞の実施、研修会等の開催</p>

● 景観形成基準の見直しに関する修正部分

ページ	現行	改訂（案）
13	<p>● 建築物等</p>	<p>○ 一戸建ての住宅 建築物等（一戸建ての住宅以外）</p>
17	<p>● 建築物等</p>	<p>○ 一戸建ての住宅 建築物等（一戸建ての住宅以外）</p>

### 3. 三郷市景観条例施行規則一部変更案の概要

#### ①変更の目的

- 景観形成基準の変更に合わせて、届出書の様式の変更と必要添付書類の見直しを行ない、実状にあった届出内容とすることを目的としています。

#### ②変更案の概要

##### 1) 様式の追加

- ・一戸建ての住宅の届出専用の様式を新たに定めます。(参考資料1)

##### 2) 事前協議における必要添付書類の変更(規則第8条)

- ・一戸建ての住宅であることを条件に現場周辺写真及び完成予想図の添付を省略できるものとします。

一戸建ての住宅に関する届出の必要添付書類	
現行	改訂案
①案内図	①案内図
②現場周辺写真	②配置図
③配置図	③着色した立面図
④着色した立面図	
⑤完成予想図	

※一戸建ての住宅以外は現行どおり変更はありません。

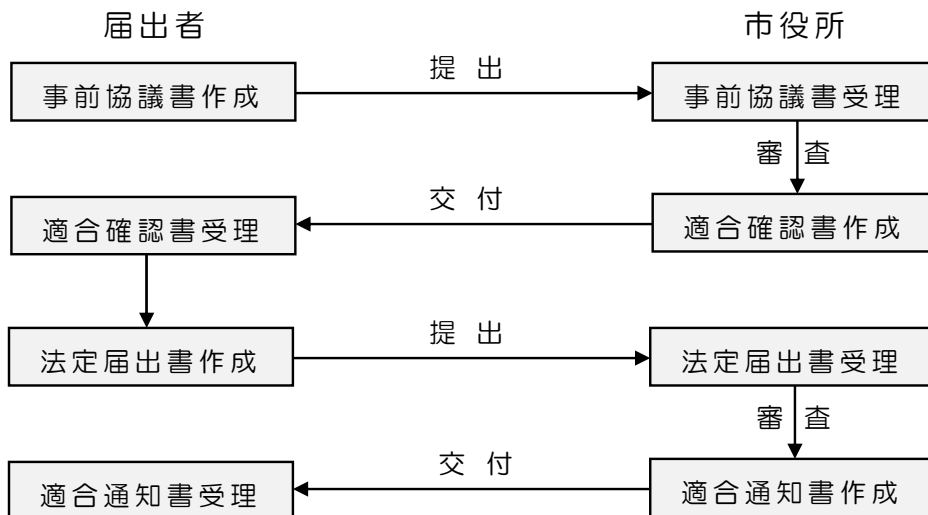
※届出を代理者が行なう場合にはこれらの他に委任状が必要となります。

##### 3) 既存様式の見直し(資料P10~P12)

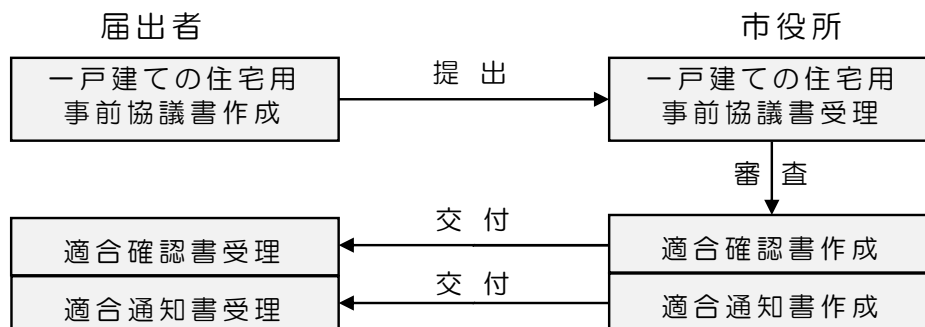
- ・今回の改正にあわせ、既存様式の項目の一部見直しを行ないます。  
(代理者欄の削除、チェック項目欄の変更)

- 4) 適合通知書受理までの手続きの流れの一部見直し
- ・ 届出者の負担軽減を図るため、一戸建ての住宅に係る届出の流れの一部簡略化を行います。

< 現行 >



< 見直し案 > ※一戸建ての住宅のみ



※一戸建ての住宅の場合に限り、事前協議と法定届出を一度の申請で兼ねる事が出来るようにします。

※一戸建ての住宅以外は現行の流れのまま変更はありません。

### ③新旧対照表

#### 三郷市景観条例施行規則(平成 23 年規則第 2 号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(事前協議の添付図書)</p> <p>第 8 条 事前協議を行おうとする者は、三郷市景観計画事前協議書(様式第 2 号)に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法定届出に係る敷地及びその周辺の状況を示す図面</p> <p>(2) 法定届出の対象となる敷地及びその周辺の状況を示す写真</p> <p>(3) 建築物等の配置図又は土地利用計画図</p> <p>(4) 彩色が施されたすべての立面を表示した 4 面以上の立面図</p> <p>(5) 設備の位置並びに照明の位置及び向きを表示した図面(建築物内部に設置される物を除く。)</p> <p>(6) 三郷市景観計画に定める景観形成基準への配慮事項を記載した図書</p> <p>(7) その他市長が必要と認める図書</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項第 3 号から第 5 号までに掲げる図書のうち、添付の必要がないと認めるものがあるときは、これを省略させることができる。</p> <p>(法定届出に係る届出書等)</p> <p>第 9 条 法定届出は、三郷市景観計画法定届出書(様式第 3 号)に、前条第 1 項各号に規定する図書を添付して提出することにより行わなければならない。この場合において、事前協議において提出した図書と同一の図書は、これを</p>	<p>(事前協議の添付図書)</p> <p>第 8 条 事前協議を行おうとする者は、三郷市景観計画事前協議書(様式第 2 号)に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第 3 号から第 5 号までに掲げる図書のうち、市長が添付の必要がないと認めるものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>(1) 法定届出に係る敷地及びその周辺の状況を示す図面</p> <p>(2) 法定届出の対象となる敷地及びその周辺の状況を示す写真</p> <p>(3) 建築物等の配置図又は土地利用計画図</p> <p>(4) 彩色が施されたすべての立面を表示した 4 面以上の立面図</p> <p>(5) 設備の位置並びに照明の位置及び向きを表示した図面(建築物内部に設置される物を除く。)</p> <p>(6) 三郷市景観計画に定める景観形成基準への配慮事項を記載した図書</p> <p>(7) その他市長が必要と認める図書</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法定届出の対象となる建築物が一戸建ての住宅の場合においては、三郷市景観計画事前協議書(一戸建ての住宅用)(様式第 2 号の 2。以下「一戸建ての住宅用事前協議書」という。)に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法定届出に係る敷地及びその周辺の状況を示す図面</p> <p>(2) 建築物等の配置図又は土地利用計画図</p> <p>(3) 彩色が施されたすべての立面を表示した 4 面以上の立面図</p> <p>(4) 三郷市景観計画に定める景観形成基準への配慮事項を記載した図書</p> <p>(5) その他市長が必要と認める図書</p> <p>(法定届出に係る届出書等)</p> <p>第 9 条 法定届出は、三郷市景観計画法定届出書(様式第 3 号)に、前条第 1 項各号に規定する図書を添付して提出することにより行わなければならない。この場合において、事前協議において提出した図書と同一の図書は、これを</p>



省略することができる。

2 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、三郷市景観計画法法定届出に係る変更届出書(様式第 4 号)に、設計又は施工方法の変更内容が分かる図書を添付して提出することにより行わなければならない。

3 第 1 項の規定は、法第 16 条第 5 項に規定する通知について準用する。この場合において、「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。  
(行為完了検査等)

第 13 条 法定届出に係る行為が完了したときの届出は、三郷市景観計画法行為完了届出書(様式第 7 号)により行うものとする。

2 条例第 21 条第 2 項の完了検査は、第 8 条の規定により提出された書類と次に掲げる写真を照合することにより行うものとし、必要に応じて立入検査を行うものとする。

(1) 第 8 条第 1 項第 2 号に規定する写真と概ね同一範囲を示す行為完了後の写真

(2) 第 8 条第 1 項第 4 号の立面図に係る行為完了後の写真

3 (略)  
4 (略)  
5 (略)

省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、法定届出の対象となる建築物が一戸建ての住宅で、かつ、一户建ての住宅用事前協議書による事前協議を行い、次条の適合確認書が交付された場合においては、当該一户建ての住宅用事前協議書を三郷市景観計画法法定届出書とみなす。

3 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、三郷市景観計画法法定届出に係る変更届出書(様式第 4 号)に、設計又は施工方法の変更内容が分かる図書を添付して提出することにより行わなければならない。

4 第 1 項の規定は、法第 16 条第 5 項に規定する通知について準用する。この場合において、「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。  
(行為完了検査等)

第 13 条 法定届出に係る行為が完了したときの届出は、三郷市景観計画法行為完了届出書(様式第 7 号)により行うものとする。

2 条例第 21 条第 2 項の完了検査は、第 8 条の規定により提出された書類と次に掲げる写真を照合することにより行うものとし、必要に応じて立入検査を行うものとする。

(1) 法定届出の対象となる敷地及びその周辺の状況を示す行為完了後の写真

(2) 第 8 条第 1 項又は第 2 項の添付図書のうち、立面図に係る行為完了後の写真

3 (略)  
4 (略)  
5 (略)

三郷市景観条例施行規則（様式）新旧対照表

様式第2号 三郷市景観計画事前協議書

現行		改訂案	
<p>様式第2号（第8条関係） （一面） 三郷市景観計画事前協議書</p>		<p>様式第2号（第8条関係） （一面） 三郷市景観計画事前協議書</p>	
<p>三郷市長 あて 年 月 日</p> <p>協議者 住 所 氏 名 ( ) 連絡先 ( )</p> <p>代理人 住 所 氏 名 ( ) 連絡先 ( )</p> <p>三郷市景観条例第14条第1項の規定により、下記の行為について協議します。</p>		<p>三郷市長 あて 年 月 日</p> <p>協議者 住 所 氏 名 ( ) 連絡先 ( )</p> <p>三郷市景観条例第14条第1項の規定により、下記の行為について協議します。</p>	
行為の場所	<p>区域の別</p> <p><input type="checkbox"/>景観計画区域  <input type="checkbox"/>ときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/>まちなみ景観ゾーン  <input type="checkbox"/>ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/>駅景観拠点  <input type="checkbox"/>重点地区  <input type="checkbox"/>新三郷ららシティ地区  <input type="checkbox"/>三郷中央駅地区</p> <p>地名地番 三郷市</p>	代理者欄の削除	<p>区域の別</p> <p><input type="checkbox"/>景観計画区域  <input type="checkbox"/>ときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/>まちなみ景観ゾーン  <input type="checkbox"/>ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/>駅景観拠点  <input type="checkbox"/>みず・みどり景観ゾーン <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/>重点地区  <input type="checkbox"/>新三郷ららシティ地区  <input type="checkbox"/>三郷中央駅地区</p> <p>地名地番 三郷市</p>
行為の種類	<p><input type="checkbox"/>建築物</p> <p>□三郷市開発事業等の手続に関する条例に規定する開発事業の敷地内</p> <p>区分 <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>外観の変更 <input type="checkbox"/>修繕 <input type="checkbox"/>模様替 <input type="checkbox"/>色彩変更</p> <p>用途 高さ m 構造及び階数 造 階</p> <p>敷地面積 m<sup>2</sup> 建築面積 m<sup>2</sup> 延べ床面積 m<sup>2</sup></p>	みず・みどり景観ゾーン及び予備チェックボックスの追加	<p><input type="checkbox"/>建築物</p> <p>□三郷市開発事業等の手続に関する条例に規定する開発事業の敷地内</p> <p>区分 <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>外観の変更</p> <p>用途 高さ m 構造及び階数 造 階</p> <p>敷地面積 m<sup>2</sup> 建築面積 m<sup>2</sup> 延べ床面積 m<sup>2</sup></p>
	<p><input type="checkbox"/>工作物</p> <p>区分 <input type="checkbox"/>新設 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>外観の変更 <input type="checkbox"/>修繕 <input type="checkbox"/>模様替 <input type="checkbox"/>色彩変更</p> <p>用途 高さ m 築造面積 m<sup>2</sup></p>	修繕・模様替え・色彩変更チェックボックスの削除	<p><input type="checkbox"/>工作物</p> <p>区分 <input type="checkbox"/>新設 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>外観の変更</p> <p>用途 高さ m 築造面積 m<sup>2</sup></p>
	<p>□開発行為</p> <p>行為の目的 敷地面積 m<sup>2</sup></p> <p>□土地の形質の変更</p> <p>□木竹の植栽又は伐採</p> <p>□物件の堆積</p> <p>塀、柵その他の遮へい物の構造 遮へい物高さ m</p>	同上	<p>□開発行為</p> <p>行為の目的 敷地面積 m<sup>2</sup></p> <p>□土地の形質の変更</p> <p>□木竹の植栽又は伐採</p> <p>□物件の堆積</p> <p>塀、柵その他の遮へい物の構造 遮へい物高さ m</p>
	<p>□その他</p> <p>□長期優良住宅 □</p>		<p>□その他</p> <p>□長期優良住宅 □</p>
		※ 二面以降は変更なし	
		※ 「様式3号 法定届出書」についても同様	

様式第4号 三郷市景観計画法法定届出に係る変更届出書

現行	改訂案																										
<p>様式第4号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">三郷市景観計画法法定届出に係る変更届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三郷市長 へ</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>届出者 住 所 氏 名 ( ) 印</p> <p>連 絡 先 ( )</p> <p>代理人 住 所 氏 名 ( ) 印</p> <p>連 絡 先 ( )</p> </div> <p>景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">三郷市景観計画法 法定届出書 届出年月日</td> <td style="width:80%; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">行為の場所</td> <td style="text-align: center;">区域の別</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/>景観計画区域  <input type="checkbox"/>ときめき景観ゾーン    <input type="checkbox"/>まちなみ景観ゾーン  <input type="checkbox"/>ゆとり景観ゾーン    <input type="checkbox"/>駅景観拠点  <input type="checkbox"/>重点地区  <input type="checkbox"/>新三郷ららシティ地区  <input type="checkbox"/>三郷中央駅地区                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地名地番</td> <td style="text-align: center;">三郷市</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:40%; text-align: center;">変 更 前</td> <td style="width:40%; text-align: center;">変 更 後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計又は施工 方法の変更内容</td> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table> <p>変更理由</p> <p><small>備考 該当する□内に、レ印を付すこと。</small></p>	三郷市景観計画法 法定届出書 届出年月日	年 月 日	行為の場所	区域の別	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> ときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/> まちなみ景観ゾーン <input type="checkbox"/> ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/> 駅景観拠点 <input type="checkbox"/> 重点地区 <input type="checkbox"/> 新三郷ららシティ地区 <input type="checkbox"/> 三郷中央駅地区	地名地番	三郷市		変 更 前	変 更 後	設計又は施工 方法の変更内容			<p>様式第4号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">三郷市景観計画法法定届出に係る変更届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三郷市長 へ</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>届出者 住 所 氏 名 ( ) 印</p> <p>連 絡 先 ( )</p> </div> <p>景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">三郷市景観計画法 法定届出書 届出年月日</td> <td style="width:80%; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">行為の場所</td> <td style="text-align: center;">区域の別</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <input type="checkbox"/>景観計画区域  <input type="checkbox"/>ときめき景観ゾーン    <input type="checkbox"/>まちなみ景観ゾーン  <input type="checkbox"/>ゆとり景観ゾーン    <input type="checkbox"/>駅景観拠点  <input type="checkbox"/>みず・みどり景観ゾーン    <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>重点地区  <input type="checkbox"/>新三郷ららシティ地区  <input type="checkbox"/>三郷中央駅地区                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地名地番</td> <td style="text-align: center;">三郷市</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:40%; text-align: center;">変 更 前</td> <td style="width:40%; text-align: center;">変 更 後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計又は施工 方法の変更内容</td> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table> <p>変更理由</p> <p><small>備考 該当する□内に、レ印を付すこと。</small></p>	三郷市景観計画法 法定届出書 届出年月日	年 月 日	行為の場所	区域の別	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> ときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/> まちなみ景観ゾーン <input type="checkbox"/> ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/> 駅景観拠点 <input type="checkbox"/> みず・みどり景観ゾーン <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 重点地区 <input type="checkbox"/> 新三郷ららシティ地区 <input type="checkbox"/> 三郷中央駅地区	地名地番	三郷市		変 更 前	変 更 後	設計又は施工 方法の変更内容		
三郷市景観計画法 法定届出書 届出年月日	年 月 日																										
行為の場所	区域の別																										
	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> ときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/> まちなみ景観ゾーン <input type="checkbox"/> ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/> 駅景観拠点 <input type="checkbox"/> 重点地区 <input type="checkbox"/> 新三郷ららシティ地区 <input type="checkbox"/> 三郷中央駅地区																										
地名地番	三郷市																										
	変 更 前	変 更 後																									
設計又は施工 方法の変更内容																											
三郷市景観計画法 法定届出書 届出年月日	年 月 日																										
行為の場所	区域の別																										
	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> ときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/> まちなみ景観ゾーン <input type="checkbox"/> ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/> 駅景観拠点 <input type="checkbox"/> みず・みどり景観ゾーン <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 重点地区 <input type="checkbox"/> 新三郷ららシティ地区 <input type="checkbox"/> 三郷中央駅地区																										
地名地番	三郷市																										
	変 更 前	変 更 後																									
設計又は施工 方法の変更内容																											

代理者欄の削除
 

→

みず・みどり景観ゾーン及び  
予備チェックボックスの追加
 

→

様式第7号 三郷市景観計画行為完了届出書

<p>様式第7号 (第13条関係)</p> <p style="text-align: center;">三郷市景観計画行為完了届出書</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p>三郷市長 あて</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>届出者 住 所 氏 名 ( ) ㊟ 連 絡 先 ( )</p> <p>代理者 住 所 氏 名 ( ) ㊟ 連 絡 先 ( )</p> </div> <p>三郷市景観条例第21条第1項の規定により、法定届出行為に係る行為が完了したので、関係図書を添付して届け出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">施 工 者</td> <td style="width:15%;">住 所 氏 名 連 絡 先</td> <td style="width:70%;"></td> </tr> <tr> <td>行 為 の 場 所</td> <td>地 名 地 番</td> <td>三郷市</td> </tr> <tr> <td>三郷市景観計画適合通知書 年 月 日 及 び 番 号</td> <td colspan="2">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">行 為 の 種 類</td> <td><input type="checkbox"/>建築物</td> <td> <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>修繕  <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>外観の変更 <input type="checkbox"/>模様替え                 </td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>工作物</td> <td> <input type="checkbox"/>新設 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>外観の変更                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>開発行為 <input type="checkbox"/>土地の形質の変更  <input type="checkbox"/>木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/>物件の堆積                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>その他 <input type="checkbox"/>長期優良住宅 <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td>行 為 の 完 了 日</td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> </table> <p>備考 施工後の写真（周辺状況を含む）を添付してください。</p>	施 工 者	住 所 氏 名 連 絡 先		行 為 の 場 所	地 名 地 番	三郷市	三郷市景観計画適合通知書 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 模様替え	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積		<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅 <input type="checkbox"/>		行 為 の 完 了 日	年 月 日		<p>様式第7号 (第13条関係)</p> <p style="text-align: center;">三郷市景観計画行為完了届出書</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p>三郷市長 あて</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>届出者 住 所 氏 名 ( ) ㊟ 連 絡 先 ( )</p> </div> <p>三郷市景観条例第21条第1項の規定により、法定届出行為に係る行為が完了したので、関係図書を添付して届け出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">施 工 者</td> <td style="width:15%;">住 所 氏 名 連 絡 先</td> <td style="width:70%;"></td> </tr> <tr> <td>行 為 の 場 所</td> <td>地 名 地 番</td> <td>三郷市</td> </tr> <tr> <td>三郷市景観計画適合通知書 年 月 日 及 び 番 号</td> <td colspan="2">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">行 為 の 種 類</td> <td><input type="checkbox"/>建築物</td> <td> <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築  <input type="checkbox"/>新設 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>外観の変更                 </td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>工作物</td> <td> <input type="checkbox"/>移転                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>開発行為 <input type="checkbox"/>土地の形質の変更  <input type="checkbox"/>木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/>物件の堆積                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>その他 <input type="checkbox"/>長期優良住宅 <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td>行 為 の 完 了 日</td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> </table> <p>備考 施工後の写真（周辺状況を含む）を添付してください。</p>	施 工 者	住 所 氏 名 連 絡 先		行 為 の 場 所	地 名 地 番	三郷市	三郷市景観計画適合通知書 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 外観の変更	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積		<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅 <input type="checkbox"/>		行 為 の 完 了 日	年 月 日	
施 工 者	住 所 氏 名 連 絡 先																																										
行 為 の 場 所	地 名 地 番	三郷市																																									
三郷市景観計画適合通知書 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号																																										
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 模様替え																																									
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更																																									
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積																																										
	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅 <input type="checkbox"/>																																										
行 為 の 完 了 日	年 月 日																																										
施 工 者	住 所 氏 名 連 絡 先																																										
行 為 の 場 所	地 名 地 番	三郷市																																									
三郷市景観計画適合通知書 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号																																										
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 外観の変更																																									
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 移転																																									
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積																																										
	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅 <input type="checkbox"/>																																										
行 為 の 完 了 日	年 月 日																																										

代理者欄の削除

修繕・模様替え・色彩変更  
 チェックボックスの削除